

2006年5月29日(月)

## UNFCCC 第24回補助機関会合 (SB24)

及び

## 京都議定書に基づくアドホックワーキンググループ第1回会合 (AWG1)

2006年5月17日-25日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第24回補助機関会合(SB 24)及び京都議定書に基づく附属書I締約国のさらなる約束に関するアドホックワーキンググループ (AWG) の第1回会合が、2006年5月17-26日、ドイツ、ボンで開催された。両会合には、1,000名を超す政府代表、国連関連機関、政府間組織やNGOの代表数百名、承認を受けたメディアのメンバー42名など、総勢1750名の参加者が集まった。

SB 24及びAWGに続き、「気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話」(以下、「対話」)が、5月15-16日に開催された。対話に関する報告書は下記サイトから入手可能: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12297e.html>

UNFCCCの対話とAWGは、どちらも2005年11月末にモントリオールで開催された国連気候変動枠組条約第11回締約国会議 (COP 11)と京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP 1)での決定を受けて実施されることになった新たなプロセスであり、気候変動について長期的に協力して取り組んでいくためのアプローチを検討するものである。

AWGでは、京都議定書の第1約束期間が終了する2013年以降の附属書I国(先進国)の将来約束を検討するプロセスについて意見交換を行った。長時間の非公式協議の後、5月25日(木)、AWGの今後の作業プランを規定するテキストが合意された。

SB 24では、実施に関する補助機関 (SBI)が国別報告書、資金と事務管理上の問題、キャパシティビルディング、今後の政府間会合のための調整等の議題を取り上げた。科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)は、UNFCCCと京都議定書の両条約に基づく、適応に関する5カ年計画、緩和、技術移転、途上国の森林減少による排出量の削減、いくつかの手法問題など幅

広いテーマについて検討した。

SBI及びSBSTAは、結論書30点と決定書1点を採択したが、実質的な合意内容がほとんどなく、SB 25でさらに検討するという単純な先送りという形になった。SB 25は、AWG 2、COP 12、COP/MOP 2と並行して、ケニアのナイロビで2006年11月に開催される予定だ。

SB 24の通常セッションとAWGに加えて、数多くのコンタクトグループや非公式協議が補助機関の議事進行をめざして開催された。さらに、セッション前の5月16-17日に経済多角化に関する専門家会合 (<http://www.iisd.ca/vol12/enb12298e.html>)、5月20日は炭素回収・貯留 (CCS) のワークショップ (<http://www.iisd.ca/vol12/enb12301e.html>)、22日はCDMプロジェクト活動としての炭素貯留に関するワークショップ (<http://www.iisd.ca/vol12/enb12302e.html>)、23日には農業・林業・農村開発に係わる緩和ワークショップ (<http://www.iisd.ca/vol12/enb12303e.html>) が開催された。様々なサイドイベントに関する情報は次のサイトを参照。:

<http://www.iisd.ca/climate/sb24/enbots/>

気候レジームづくりの観点では、SB 24 と AWG 1 はとりたて大きな突破口に至ることはなかったものの、それは本来の趣旨とはいえない。気候交渉には周期的なパターンがある。SB 24 と AWG 1 は京都議定書発効後の新たな段階の始まりであり、2005年のモントリオール会議後の大きな進展と見ることができよう。表面的には退屈な会合に見えても、ようやく長期的な将来を考えるためのプロセスが進行し、物事が回転し始めているのである。

### 国連気候変動枠組条約 ( UNFCCC ) と京都議定書の成立の経緯

気候変動は持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つであり、環境、人の健康、食料の安全保障、経済活動、天然資源、物理的インフラに悪影響を及ぼすと考えられている。地球の気候は自然に変化するものではあるが、人為的につくられた温室効果ガスの大気中の濃度が上昇していることが気候の変化に結びついているということで科学者の見解は一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、すでに気候変動の影響が観測されており、速やかに予防的行動をとる必要があることを科学上の発見が示している。

気候変動に対する国際社会の政治的な対応は 1992 年の国連気候変動枠組条約 ( UNFCCC ) 採択に始まる。UNFCCC は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を避けるため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目的とする行動枠組みを設定する。対象となるガスとしては、メタン、亜酸化窒素、そして特に二酸化炭素が含まれる。UNFCCC は 1994 年 3 月 21 日に発効し、現在は 189 力国が締約国となっている。UNFCCC 締約国は、通常年一回締約国会議(COP)に集まり、補助機関 - すなわち実施に関する補助機関(SBI)と科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) - の会議を年二回、開催する。

**京都議定書**：1997年12月、日本の京都で行われたCOP3の参加者は、先進国と市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束するUNFCCCの議定書について合意した。UNFCCCの下で附属書I締約国と称されるこれらの国々は、2008-2012年(第1約束期間)中に6つの温室効果ガスの総排出量を平均で1990年比5.2%削減することに合意し、締約国ごとに異なる目標値が設定された。また、議定書は、附属書I締約国が国内目標を費用効果の高い形で達成できるよう、3つの柔軟性メカニズムを創設している：すなわち、排出量取引システム(ETS)、附属書I締約国同士の排出削減プロジェクトである共同実施(JI)、そして非附属書I締約国(途上国)での排出削減プロジェクト実施を認めるクリーン開発メカニズム(CDM)である。COP3以降、締約国は、各国の排出量削減方法や排出削減量測定方法を管理する多数の規則や運用詳細について交渉を開始した。これまでのところ163の締約国が京都議定書を批准しており、1990年の排出量の61.6%に相当する附属書I締約国37カ国が含まれている。京都議定書は2005年2月16日に発効した。

**ブエノスアイレス行動計画 (Buenos Aires Plan of Action)**：議定書の規則や運用詳細を最終的にとりまとめるためのプロセスは、1998年のCOP4における「ブエノスアイレス行動計画」(略称：BAPA)と称される文書で合意された。この計画により、COP6が規則や運用詳細を最終決定しUNFCCC実施を強化する期限と設定された。2000年11月、締約国は交渉を終了させるべくオランダ、ハーグのCOP6で会合したが成功せず、いったんCOP6を中断した上で2001年7月ドイツ・ボンで再度会合した。参加者はさらに協議を続け、「ボン合意」と呼ばれる政治的な決定書を採用することで合意した。この決定書は京都議定書実施の高度な政治的方向性を提供するものであるが、参加者はいまだに一部の問題に関する文章を最終決定できず、最終決議に向けてすべての決定書草案をCOP7に送ることで合意した。

**マラケシュ合意(Marrakesh Accords)**：2001年10月末から11月初め、モロッコ、マラケシュのCOP7で議論再開となり、マラケシュ合意について合意に至った。マラケシュ合意は、柔軟性メカニズム、報告作成と方法論、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)、京都議定書遵守など、多くの運用細則に関する決定書草案のパッケージとして構成され、COP/MOP1で採択された。この合意では、キャパシティビルディング、技術移転、気候変動の悪影響への対応と3つの基金、すなわち、後発発展途上国(LDC)基金、特別気候変動基金(SCCF)、適応基金の3基金の設立など途上国支援も取上げている。COP8、COP9で足がかりをつくったマラケシュ合意を踏まえ、CDM理事会の規則・手順、CDMに基づく新規植林・再植林プロジェクト活動の方法と手順に関して具体案が練られた。締約国は、IPCC第3次評価報告書の結論をUNFCCCの作業に組み入れる方法についても議論し、適応と緩和に注目する2つの新議題に関して討議した。

**COP 10** : 2004年12月、ブエノスアイレスで行われた COP 10 で、適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画が合意された。技術移転、LULUCF、UNFCCC の資金メカニズム、教育・訓練・啓発についても決議が下りたが、LDC 基金、SCCF、議定書 2 条 3 項(政策措置の悪影響)などの一部の議題は未決となった。一方、締約国による 2013 年以降の気候変動との闘いでどのような約束をすることになるかという複雑かつ微妙な問題については長時間の非公式協議が行われた。京都議定書は、締約国に対し、2005 年までに 2013 年以後についての検討を開始するよう求めている。2005 年 5 月の第 22 回補助機関会合(SB 22)の前に政府専門家セミナーを開催することで合意となったが、2013 年以降の期間についても新しい約束についても明記しないことがセミナーの寄託条件となった。

**政府専門家セミナーと SB 22** : 2005 年 5 月、ボンで開催され、将来枠組みや 2013 年以降の約束など、気候変動プロセスにおける広範な問題の一部を取り上げることから会議が始まった。同セミナーに続き SB 22 が召集され、COP 11 と COP/MOP 1 に向けた準備に注目し、予算問題から適応と緩和まで、広範で多様な問題を議論した。

**COP 11 と COP/MOP 1** : COP 11 と第一回京都議定書締約国会合(COP/MOP 1)は、2005 年 11 月 28 日から 12 月 10 日にカナダのモントリオールで開催された。COP/MOP 1 で、締約国はマラケシュ合意の正式採択など、京都議定書の運用詳細で未決となっていたものに関する決定書を議論し、採択した。また、COP/MOP 1 では、2013 年以後の期間における約束について議論するプロセスについても決議が行われた。また、さまざまな方法論や管理上、資金上、組織上の問題も検討された。

COP 11 は、キャパシティビルディング、技術開発と技術移転、開発途上国および後発発展途上国での気候変動の悪影響、その他いくつかの資金・予算関係の問題が取上げられ、UNFCCC の資金メカニズムの役割を果たす地球環境ファシリテーター(GEF)に対するガイドラインも討議された。長時間の交渉の末、UNFCCC の下での将来行動を検討するプロセスについて COP も合意した。

#### SB 24 ・ AWG 1 の報告

京都議定書の下での附属書 I 締約国のさらなる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)は5月17日に開会し、その翌日にUNFCCC第24回補助機関会合(SB 24)が開会した。また、会期中には幾つかのワークショップと数多くのコンタクトグループや非公式協議が開催された。こうした会合の結果、30の結論書が採択され、1つ決定書案が合意された。この報告は、AWG、SBI、SBSTAの議題を踏まえ、議論とその結果についてまとめている

。

## アドホックワーキンググループ

第1回AWG会合は5月17日(水曜)に開始した。COP/MOP 1副議長のEnele Sopoaga(ツバル)が参加者に歓迎の意を表明した上で、COP/MOP 1議長のRona Ambrose(カナダ)は出席できない旨を伝えた。また、京都議定書3条9項(将来約束)を踏まえて2013年以降の附属書I締約国の将来の約束を検討するプロセスの始まりであるとしてCOP/MOP 1の決定書1/CMP.1に関心を寄せた。AWGについては、このプロセスを推進する目的で設立された新たな補助機関であり、COP/MOPの各セッションに報告義務をもつオープンエンドの特別作業部会となると説明した。

Sopoaga副議長は、AGWビューロー(議長団)候補者に関する協議の実施を報告し、Michael Zammit Cutajar(マルタ)をAGW議長として、Luiz Alberto Figueiredo Machado(ブラジル)をAGW副議長として推薦した。両候補者は締約国の拍手喝采で選出され、その後にEvans Njewa(マラウイ)が連絡者(Rapporteur)として選出された。

AWG議長のZammit Cutajarは、附属書I締約国がリーダーシップを発揮する場として、また炭素市場の継続性というシグナルを送る場としてAWGが重要であると述べた。また、UNFCCCの内外の大きなプロセスの一部としてのAWGの重要性を強調した上で、AWG自体は米国のような京都議定書に批准していない国々や非附属書I国から貢献を引き出したり促進したりする権限を有していないと指摘した。

さらに、気候レジームの将来を検討するプロセスのその他の部分と調和を保つよう求めるとともに、勢いとやる気と大志をもって作業を進めていけるよう希望した。

UNFCCC事務局代行のRichard Kinleyは、市場の潜在力の強さを指摘し、市場力を十分に解放させるための長期的かつ一体感のある諸政策が必要だと強調した。

締約国は、議題(FCCC/KP/AWG/2006/1)を提案通り採択した。AWGの今後の作業について、政府のステートメント発表が行われ、その後、コンタクトグループと非公式協議に引き継がれた。

その後、AGWの今後の作業計画について、第2約束期間の性質・“野心の度合い”長さ・時間尺度という問題の他、タイミングや第1約束期間と第2約束期間の継続性、京都議定書9条(議定書の見直し)のようなその他プロセスとの連携、AWGで議論すべき重要項目、AWG作業の科学的根拠などの問題を中心に、多くの締約国が意見を述べた。こうした締約国の意見については<http://www.iisd.ca/vol12/enb12298e.html>にて詳細なレポートを掲載している。また、各スピーチの音声データも、下記のオンラインウェブキャストで入手可能となっている。

[http://unfccc.meta-fusion.com/kongresse/SB24/templ/ovw\\_str\\_sbi.php?id\\_kongressmain=4](http://unfccc.meta-fusion.com/kongresse/SB24/templ/ovw_str_sbi.php?id_kongressmain=4)

### 今後の作業計画



今後の作業に関する問題は、5月17日のプレナリーで初めて取り上げられ、その後長時間にわたる非公式協議を経て、5月25日午前零時の直前に合意に達した。今回が京都議定書の新たな補助機関の初会合だったことから、AWGの目的や範囲、作業方式などについて議論が集中した。プレナリー開会にあたって、また5月18日のオープンな非公式会合の場で、締約国は各国の立場を表明した。

南アフリカは、G-77/中国の立場から、附属書I国の第2約束期間の約束は第1約束期間よりも“実質的に厳しく”すべきであり、第2約束期間の運用細則の決定に関する作業は2008年までに完了すべきだと述べた。中国は、附属書I国の約束の数値目標と第2約束期間の長さを決定するAWGの権限について強調した。EUは、欧州排出量取引について強調しながら、2050年までにEU加盟国の排出量を15-50%に削減するというEU目標をあらためて表明し、約束は明確に定義され、公正なものであるべきだと述べた。インドは、より幅広いCDMの活用を求め、小島嶼国連合(AOSIS)は過去の排出量について強調した。ニュージーランド、スイスなどはAWGのプロセスと9条のプロセスとの連携について述べたが、G-77/中国がこれに反対を唱えた。ノルウェーはLULUCFとバンカー燃料の問題を検討するよう強調し、韓国が技術の重要な役割について注意を喚起した。カナダは、結果重視の行動と過去の気候政策から学んだ教訓について強調した。アイスランドは、セクター別ベンチマーク方式について強調し、ロシアは自主的な約束について強調した。日本は、綿密な科学分析に基づいて第2約束期間を検討すべきであり、“政治力”で決定すべきではないと述べた。

週末にかけてFigueiredo Machado副議長は二国間ベースで数多くの政府代表との非公式会談を行い、ワークショップ開催というアイデアに行き着いた。5月22日(月)にはテキスト草案がZammit Cutajar議長によって紹介され、提案されたワークショップの内容と方式ならびにAWGの今後の作業に含めるべき項目と含めては行けない項目について重点的に議論された。5月24日、関連トピックを指示したリストなども記載した議長のノンペーパー改訂版が提起された。5月25日も少人数による非公式協議は終日継続された。締約国はプレナリーで提起された優先事項が十分配慮されるよう求め、今後のAGW作業で重点的に取り上げる内容について議論が集中し、特にCOP/MOPでのワークショップ開催案や議長が作成した主要なAGWの検討項目を示すリストを含めるかどうかという点に関する議論が目立った。25日深夜、今後の作業計画に関するテキスト(FCCC/KP/AWG/2006/L.2/Rev.1)について最終合意が得られ、セッションの報告書(FCCC/KP/AWG/2006/L.1)にも記載された。

**AWGの成果:** 今後の作業計画に関するAGWの合意文書(FCCC/KP/AWG/2006/L.2/Rev.1)の中で、AWGは下記の内容を記載している:

- ・締約国による寄託文書(FCCC/KP/AWG/2006/MISC.1 & Add.1)と京都議定書3条9項に関するステートメントについて留意すること;
- ・AGWの議論が、附属書I国の将来の約束が京都議定書の附属書Bの修正という形で規定されるように検討することが中心となるよう再確認すること;

- 第1約束期間と第2約束期間との間で空白が生じないようAWGが作業を完了することを想起すること;
- 将来約束の合意に向けて “迅速に”作業を進めることを再確認すること;
- 野心的な将来約束の水準について理解を深めるため、附属書1国が科学的・技術的・社会経済的なテーマに関する情報収集と情報分析を実施する必要があると認めること;
- その情報は、UNFCCCや京都議定書の下でのその他プロセスや、IPCC、政府間組織や締約国などから求められ得ることに留意すること;
- 進行中の作業や関連するUNFCCC及び京都議定書のその他の補助機関やプロセスからの成果に留意することが重要であると考えること;
- 第1約束期間の約束の実施についてレビューを継続することの重要性について指摘すること

また、AWGは、COP/MOP 2で第2回AGW会合を開催することを決定し、第2回AGW会合中にワークショップを開催してプレゼンテーションや意見交換の場とすることを検討し、排出トレンドや政策ならびに技術の緩和ポテンシャル、排出削減による費用便益などについて附属書1国が意見書を提出するよう求めている。さらに、AGWは、事務局がIPCCからのプレゼンテーションを含め、上記ワークショップを主催するよう求めるとともに2007年の2回の会期にAWG会合を行い、第2回AGW会合で作業計画をさらに詰めると決定している。

さらに、AWGの今後の作業計画には議長が自発的に自らの責任として作成した今後のAWG作業に関連するような “包括的ではない”項目リストが盛り込まれている。リストに含まれた主な項目は以下の通り：将来約束を決定するための科学的根拠；シナリオとシナリオに関連したリスク；適応コストと影響；排出トレンドと社会経済的要因；政策・措置・技術の緩和ポテンシャル緩和の費用便益；セクター別分析と競争力への影響；京都議定書を実施して得られた経験や教訓；約束期間の長さ；セクター別アプローチ；将来約束のアーキテクチャ；技術の開発・移転・普及のための今後の奨励策；法的問題など。

## 閉会

5月25日(木)の午前0時直前にプレナリーでAWGが再度招集された。Zammit Cutajar議長は、スイスから表明された今後のプロセスの透明性についての懸念やオブザーバー機関 (observer parties) の参加に関するサウジアラビアの懸念について触れ、こうした問題については第2回AWG会合で取り上げる予定だと述べた。締約国は会合報告書草案(FCCC/KP/AWG/2006/L.1)を採択し、Zammit Cutajar議長が午前0時20分に閉会宣言を行った。

## 実施に関する補助機関 (SBI)

SBI 議長のThomas Becker (デンマーク) が5月18日(木)朝、SBIを開会し、議題案(FCCC/SBI/2006/1 and Corr.1)について検討した。フィリピンは、京都議定書のために設立され

た資金メカニズムは存在していないためSB24で実施予定の適応基金に関する議論を予断してしまう可能性がある」と述べ、COPとGEF評議会との間の覚書(MOU)の適用に関する議題項目の削除を提案し、幾つかの締約国が支持を表明した。その後、サウジアラビアは、決定書31/CMP.1がCOP/MOP 2の前に本件に関するワークショップを開催するよう規定しているとして、京都議定書(悪影響)に関する3条14項に関する議題を含めるよう提案した。COPとGEF評議会との間の覚書(MOU)の適用に関する議題項目の削除、ならびに3条14項に基づき次回会期中に開催するワークショップに関する各国見解書の提出について締約国が合意し、議題が採択された。

また、Becker議長による作業構成案も参加者の合意を得て、その後、議長以外の役員(officers)の選出に入った。Gladys Ram (ボツワナ) が連絡者のポストを退任し、副議長ポストのHeorhiy Veremiychyk (ウクライナ)が辞任することを受け、SBI 24 とSBI 25の副議長にJózsef Feiler (ハンガリー)、連絡者にはPhetolo Phage David Lesolle (ボツワナ) が選出された。

#### **附属書I国の国別報告書**

5月19日のSBIプレナリーで初めて本議題が取り上げられ、参加者は京都議定書3条2項の下での附属書I締約国の進捗に関する報告書(FCCC/SBI/2006/INF.2)の統合を検討した。その後、本件は、Dimitrios Lalas (ギリシャ)が議長を務めた初回の非公式協議とSBI Becker議長が務めた非公式協議での審議に回された。

本件の審議は、附属書I国が各国の排出削減目標に向けた進捗を実証するために2005年までに提出を義務づけられた報告書に集中した。統合報告書の中にまとめられるよう期限内に報告書を提出した締約国が18ヶ国だけに止まったことは残念であると参加者数名が述べた。G-77/中国は附属書I国が京都議定書の下での義務不履行に陥っていると述べ、これに対してEUや、日本などの国々が自国の約束と目標達成に向けた取組みについて強調した。

SBIの閉会プレナリーでは、SBI Becker議長が非公式協議について報告し、SBI結論書草案を紹介した。その中では、特に附属書I国の排出トレンドについて取り上げ、附属書I国には排出量の削減・抑制のための取組みを“継続、もしくは必要時には強化”するよう求めた。また、同テキストには、“遵守を促進し、非遵守の場合は早期警告を行うことを目指し”、“促進部(facilitative branch)に対して実証可能な進捗報告書を付託する件に関するCOP/MOP決定書草案が盛り込まれた。

ロシアとウクライナは、本件をSB 25ではなくSB 26にて審議するよう結論書草案の修正を提案したが、G-77/中国がこれに反対した。締約国はこの修正提案について合意出来ず、短い手続きに関するSBI結論書について採択するだけとなった。

**SBI結論書:** SBI 25での本件の審議継続をSBI結論書(FCCC/SBI/2006/L.14/Rev.1)の中で決定している。

#### **非附属書I国の国別報告書**

**専門家諮問グループの作業(CGЕ):** 本件は5月18日のプレナリーで初めて取り上げられ、Emily



Ojoo-Massawa (ケニア) と Henriette Bersee (オランダ)が議長を務める非公式協議に付託された。SBIは本件に関する結論書を5月25日に採択した。

**SBI結論書:** SBI結論書 (FCCC/SBI/2006/L.12/Rev.1)において、SBIは 特にCGEの進捗報告書を歓迎し、2回の参加型ワークショップによる成果について留意している。また、SBIは非附属書I締約国41ヶ国からの第1回国別報告書の検証に関するCGE報告書を歓迎し、締約国ならびに二国間・多国間機関などの国際機関が文書(FCCC/SBI/2006/4)に盛り込まれた提言について考慮するよう要請している。

**第1回国別報告書の編集と統合:** 本件は5月18日のSBI プレナリーで取り上げられた。スイスとEUは、非附属書I国の国別報告書について“デスク・レビュー”を実施するよう求め、レビューにあたって同じような環境の国ごとにグループ化するよう提案し、AOSISがこれを支持した。フィリピンは、資金援助にあたっては全額が必要だと指摘した。その後、この議題に関してはOjoo-MassawaとBerseeが共同議長を務める非公式協議で審議された。5月25日、本件に関するSBI結論書がSBIで採択された。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.13)で、SBIは、特に国別温室効果ガスインベントリ分野で非附属書I締約国のキャパシティビルディングの維持と強化を実施することの重要性について留意している。また、非附属書I締約国のUNFCCC 4条1項と12条1項 (各国の約束と報告書) 継続的な遵守を高く評価し、国別報告書を未だ提出していない非附属書I締約国については早急に提出するよう求め、CGEには国別報告書を検証するよう要請している。

**資金・技術の支援供与:** 5月19日のプレナリーで取り上げられ、G-77/中国とAOSIS が資金・技術・制度的な制約に対処することが重要だと強調した。本件はOjoo-MassawaとBersee共同議長による非公式協議に回され、5月25日に本件に関する結論書がSBIで採択された。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.7)、 SBIは、GEFの非附属書I国の国別報告書に対する支援に関する情報を歓迎し、引き続きGEFからの情報提供を求めた。SBIは、非附属書I国の国別報告書作成に向けたUNDP/UNEPなどのGEF-国別報告書支援プログラムによる技術支援について感謝の意を表明し、SB 25で検討するために関連機関に対して関連ある活動に関する情報を2006年8月4日までに提出するよう要請している。

### **資金メカニズム (UNFCCC)**

**資金メカニズムに関する第3回レビュー:** 本件は5月19日のプレナリーで取り上げられ、その後、Marcia Levaggi (アルゼンチン) とKarsten Sach (ドイツ)が共同議長を務める非公式協議とコンタクトグループで討議された。

最初のコンタクトグループ会合で、共同議長は決定書 3/CP.4 (資金メカニズムの見直し)の附属書に記載された基準に基づき、意見交換を行うことを提案したが、事務局が作成した統合報告書で挙げられた問題点を討議する方が良いと述べ、GEFの機能をUNFCCCの資金メカニズムと関連づけた。米国、ノルウェー、EU、スイスなどの附属書I国は、GEF作業に対するそれぞれの

国の支援について述べたが、途上国はGEFとの問題を挙げた。EUとG-77/中国からのCOP決定書草案一体化提案を受け、共同議長は締約国による交渉を経ず文言が追加された編集テキストを作成し、SB 25でのCOP決定書草案に関する交渉のたたき台として活用することを目指し、SBI結論書草案には括弧書きで付け足された。5月25日のプレナリーで結論書と付属書がSBIにより採択された。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.4)の中で、SBIは、締約国から提出された意見書 (FCCC/SBI/2006/MISC.9)、政府間組織からの寄託文書 (FCCC/SBI/2006/MISC.3)、及び UNFCCC事務局が作成したUNFCCCの資金メカニズムに関する統合報告書(FCCC/SBI/2006/7)に留意、; SBI 24にて締約国から提出された見解やテキストのまとめを元に行った第3回レビューやドラフトテキスト作成に関する討議で進展があったことに留意し; COP 12に向けた勧告を完成することを目指し、ドラフトテキストを踏まえてSB 25での審議継続とすることを決定している。

**気候変動特別基金 (SCCF):** 本件は5月20日のプレナリーで取り上げられ、その後、Bubu Jallow (ガンビア)が議長を務める非公式協議とコンタクトグループで討議された。SB 22で作成されたドラフトテキスト (FCCC/SBI/2006/10、Annex I)を踏まえた交渉が行われた。討議の目的は文書に含まれる全ての括弧書きを外すことにあったが、決定書 7/CP.7、パラグラフ2(d) (UNFCCCの下での資金拠出) で規定された財政支援活動に関する部分の文言について議論が集中した。SB 22のテキストにある既存の提案と一致して、EUは技術支援について言及する文言とすることを支持し、化石燃料に係わる財政支援活動にSCCFを活用することに反対を唱えた。一方、G-77/中国は、より幅広い意味をもつ文言とする案を支持し、技術支援は限定的で様々な解釈が入り込みやすいと指摘した。Jallow議長の提案を踏まえ、第1に技術支援、第2に資金調達活動と計画から成る2段階アプローチが検討された。こうしたコンセプトとしては有効だという合意はテキストの合意にはつながらなかったものの、SB 22のテキストをベースにSBI 25で審議を継続するという事で参加者が合意した。この合意を反映させたSBI結論書は5月25日のプレナリーで採択された。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.6)では、SBI 24でSB22で作成したドラフトテキスト (FCCC/SBI/2005/10、Annex I)を審議継続したことを明記した上で、同テキストを土台にSCCFの運用に関する文書を完成し、COP 12に勧告することを目指し、SB 25でも審議継続とすると記載している。

#### **資金メカニズム (京都議定書)**

**適応基金:** 本件は5月19日のSBIプレナリーで取り上げられ、Karsten Sach (ドイツ) と Marcia Levaggi (アルゼンチン)が共同議長を務める非公式協議とコンタクトグループで討議された。参加者は非常に多くの時間をコンタクトグループと非公式協議の討議に費やし、どの組織で最終的に適応基金を管理するかという問題について話し合った。EU、カナダ、ノルウェー、スイス

などの附属書I国は適応基金の運営組織にはGEFが適していると述べたが、幾つかの途上国が現行のGEF運用規定には懸念があるとし、他に基金の管理組織がないか模索することに関心を示した。提出された意見書と2006年5月に開催された適応基金のワークショップの成果を踏まえ、共同議長は基金運用に関する締約国の見解をまとめた文書を作成した。その後、基金の運営評議会のメンバー、分担金、適格性基準等に係わる文言を中心に、同テキストに新たなオプションを加えた。同文書はSBI結論書草案に付属され、G-77/中国からの提出文書(FCCC/SBI/2006/MISC.11)と事前ワークショップで締約国からまとめた見解書のまとめ(FCCC/SBI/2006/MISC.7)と合わせて、基金の運営機関がSBIより更なる情報を求められた際に対応できるような基盤となるものである。

本議題の最後の討議事項としては、今後そうした情報が求められる上記の組織をどのように言及するかという問題があった。G-77/中国からはSBI結論書草案の付属文書の中で具体的な組織名(GEF、UNDP、UNEP、モントリオール議定書の多国間基金、CDM理事会)を入れるという提案があったが、多くの附属書I国はもっと抽象的な表現の方が良いという意見だった。プレナリーではこの点に関して長時間の議論が行われ、結局、「関連する国際機関 - 特に附属書に記載された国際機関を含むものとする - 」という表現に落ち着いた。SBI結論書の合意に際して、G-77/中国は、「SBIは、“附属書に記載された全てのオプション”について言及するため、この表現について解釈した」という記録を残すよう求めたが、EU、ノルウェー、スイスが“全て”については合意していないため報告書では“SBIは”という部分を記載すべきではないと述べた。結局、同セッションの報告書の中に4者の発言をすべて含めるということで合意に達した。

**SBI結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2006/L.18)の中で、SBIは: 締約国や政府間組織からの寄託文書及び適応基金のワークショップ報告書について留意し; 適応基金をの検討における進展があり、締約国からのさらなるインプットという権利を侵すことなく、決定書草案のための可能な要素を盛り込んだとりまとめ文書(compilation document)を作成したことについて言及し; 関連する国際機関-特に上述の附属書に記載された組織-について、組織の分け隔てなく、締約国が表明した見解を考慮に入れつつ、とりまとめ文書に記載された問題に関する情報を提出するよう求め;事務局に対しては、SB 25で検討するためのMisc文書にある組織が提出した情報をとりまとめるよう要請し; とりまとめ文書と諸機関が提供した意見を踏まえ、COP/MOP 2に向けて適応基金に関する勧告書を完成させることを目指し、SB 25で本件の審議を継続することで合意している。

#### **UNFCCC 4条8項・4条9項の実施**

**決定書1/CP.10の実施に関する進捗:** 5月18日のプレナリーで取り上げられ、対応策、経済多角化、中南米地域の適応などに関して最近実施されたワークショップが重点的に議論された。エクアドルは、地域別の適応ワークショップの重要性について指摘した。サウジアラビアは、UNFCCCの下で経済多角化を検討することが重要だと強調した。一方、EUは、UNDPやUNCTAD

のような国連機関で幅広く分析を行うよう求めた。

**最終的な成果:** SBIは、提供された情報に留意した。

**後発発展途上国に関する問題:** 5月18日のプレナリーで本件は初めて取り上げられ、後発発展途上国専門家グループ (LEG) や、LEGの権限拡大について規定した決定書4/CP.11を踏まえた新たな作業計画策定の必要性などの問題を取り上げた。多くの締約国が国別適応計画のモニタリングと実施におけるLEGの役割について強調した。本件はその後Tina Guthrie (カナダ)とSamuel Adejuwon (ナイジェリア)が共同議長を務める非公式協議に付託された。5月25日、SBIは本件に関する結論書を採択した。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.2)の中で、SBIは、LEGの作業に関して感謝を述べ、新たな作業計画を歓迎するとともに、LEGに対しては作業の実施状況についてSBIに情報提供するように要請した。また、SBIは、LEGの活動がGEFなどの関係団体のそれを確実に補完するものとするよう求め、締約国に対してはLEGやその作業計画に今後もリソースを提供していくよう奨励した。

**キャパシティビルディング (UNFCCC):** 5月19日のプレナリーで取り上げられた後、Crispin D'Auvergne (セントルシア)とAnders Turesson (スウェーデン)が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議で検討された。

その中では、キャパシティビルディング活動のモニタリングに関する議論に集中した。G-77/中国はモニタリングと目標設定の重要性を強調したが、米国は活動実施の妨げとなるようなモニタリング要件を無効化する必要があると強調した。日本は作業の簡素化を求め、EUは国別報告書の役割とキャパシティビルディングの枠組みに関する包括見直しについて強調した。また、今後、キャパシティビルディングの活動をまとめた統合報告書の作成や、モニタリングに関するセッション中ワークショップ開催の是非と開催の場合の日程、ワークショップに各国が意見書提出が可能かどうか等の問題について討議された。上記の問題について合意に至らず、締約国は手続きに関する結論書についてのみ採択した。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.15)の中で、SBIは、本件の議論がまとまらなかったためSBI 25での審議継続ということで合意した旨を明記している。

**キャパシティビルディング (京都議定書):** 本件は5月19日のプレナリーで初めて取り上げられた後、Crispin D'Auvergne (セントルシア)とAnders Turesson (スウェーデン)が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議で検討された。

討議では、途上国をCDMに効果的に参画させるために必要なキャパシティビルディングの問題が重点的に取り上げられ、アフリカを中心とする非附属書I国の数カ国が、CDMプロジェクトの地域分布が不均等だと強調した。日本は、CDM指定国家機関 (DNAs)向けのワークショップについて強調し、EUは、先頃ボンで開催された非公式のDNAフォーラムについて注目した。また、今後のワークショップや途上国のCDMプロジェクトの実施状況に関する統合報告書についても議論された。京都議定書の下でのキャパシティビルディングについては締約国の合意に至ら



ず、締約国は手続きに関する結論書だけを採択した。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.16)の中で、SBIは、本件の議論がまとまらなかったためSBI 25での審議継続ということで合意した旨を明記している。

### 遵守

“遵守手続きと遵守メカニズムに関する京都議定書の改正”が5月19日のプレナリー及び非公式協議の議題項目として取り上げられた。短い討議の中で、遵守手続きと遵守メカニズムに関する京都議定書の改正に関する決定書はCOP/MOP 3で予定することが留意された。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.11/Rev.1)の中で、SBI 27での審議完了をめざして、SBI 25で検討することでSBIは合意している。SBI議長は、SBI 25でまとめた結論書を踏まえ、COP/MOP 2に口頭で報告することになる。

### 国際取引ログ

京都議定書の下での炭素クレジットを自動的に検証するコンピュータシステム、国際取引ログについて簡単に5月18日のSBI 24プレナリーで検討された。G-77/中国、ロシア、アルゼンチンなどが、国際取引ログの本格稼働となる時期や手続きについての懸念を示した。日本は、時期が遅れば排出権クレジット市場の歪みを招く可能性もあると述べた。SBIのBecker議長は本件に関する結論書草案を作成し、5月25日に修正なしで採択された。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.8)で、SBIは、取引ログ実施に係わる進捗報告書 (FCCC/SBI/2006/INF.3)に留意している。また、SBIは、取引ログを運用するための開発・テスト作業を急いすすめることが重要であるとあらためて確認し、関連補助作業の支援のためUNFCCC信託基金に十分な資金供与を行うことが重要だと強調した。また、SBIは、事務局に対して特に取引ログの開発とオペレーションの面での資金供与要件に関して書面で詳細な情報を提供するよう要請し、SB 25の前のできるだけ早い段階で情報を提供するよう求めた。

### 政府間会合のための準備事項

SB 24では、締約国は今後の会合のための調整や組織に関する様々な問題を検討した (FCCC/SBI/2006/2)。2006年末にナイロビで開催予定のCOP 12・COP/MOP 2、UNFCCCの一般的な組織構成、COP 11・COP/MOP 1のレビューから得られた教訓、2011年の後半の会期変更に関する提案などの問題は、主にSande De Wet (南アフリカ)とAloisia Wörgetter (オーストリア)が共同議長を務めるコンタクトグループや非公式協議で討議された。

COP/MOP 1のレビューに関しては、京都議定書に批准していないUNFCCC締約国が京都議定書の非公式協議に参加できるかという問題が争点として浮上した。結論書草案についての議論の中で、EUが、京都議定書の締約国の同意がなければ、未批准国は京都議定書の非公式協議に参加できないと主張し、米国とオーストラリアは、京都議定書13条2項および15条2項によりUNFCCC批准国が参加できる権利が規定されていると主張した。議論では“包括性”を目指すべき

だとして、最終的には本件に関するテキストが削除された。その他、米国の国定祝日となっている感謝祭とぶつからないように2011年末に会期を移してほしいという米国の要求について簡単に議論され、締約国はこの要請に合意した。

しかし、本議題項目の下で挙げられたテーマとしては、COP 12・ COP/MOP 2及び政府間プロセスの全般的な組織構成に関する問題が中心だった。コンタクトグループでは、多くの締約国が今後の会合の構成の改正を求めていることが明らかになった。特に、この気候交渉プロセスに特有の長時間に及ぶ作業時間、夕方からのセッション開催、増殖しているコンタクトグループ、多すぎる議題などの問題に対処すべきだということで幅広く合意が得られた。多くのスピーカーが会合での極度の疲労を懸念事項として上げる中、締約国はCOP/MOP 2・ COP 12の会期を延長しないことで合意し、毎回同じ議題を取り上げることがないようにするため、今後も問題の優先順位づけを行い、作業を簡素化し、複数の会期にわたる作業計画を導入するよう要請した。この点についてEUから幾つかの提案が出され、締約国の承認を得た (FCCC/SBI/2006/MISC.8)。

他方、EUが提案した複数の議題項目の一括化については、途上国などから反対があり、若干の意見の相違が見られた。また、アンブレラグループとG-77/中国が夕方からの会合開催に厳しい制限を設けるよう求め、EUはより柔軟なアプローチを支持した。COP 12・ COP/MOPについては、通常の会合は午後6時をもって終了とし、特別な事情が発生した場合については延長も可能だが、午後9時までには終了することを勧告することになった。今後開催する会合に向けた全般的なガイダンス事項としては、米国などが国連本部での通常の会合時間(お昼休み2時間をはさみ、午前10:00から午後6:00まで)をこの気候交渉プロセスに適用する案を支持した。EUは、提案文書をあまり規範的にしないよう求め、妥協案として、UNFCCCと京都議定書の開催にあたって、作業時間を“可能な限り”国連の通常勤務時間内とすることを“勧告 (recommended)”ではなく“奨励 (encouraged)”とすることになった。米国提案の追加テキストは“補助機関会合とワークショップは週末の渡航をできるだけ少なくするような形でスケジュールを組むよう”勧告するもので、オーストラリア、ノルウェー、日本の支持を受けたが、EUがこれに反対を唱え、結局、最終テキストには盛り込まれなかった。

ナイロビの会議や今後の会合の時間制限についての決定は、一部に懸念をもたらした。SBIでは、5月25日のプレナリーで、UNFCCC事務局長代行のRichard Kinleyが、業務の増大という点を鑑み、会合の調整に関する結論書は“極めて画期的”であると述べた。また、交渉時間に制限を加えたことがのもつ意味合いは大きいと指摘した上で、この変更は“ショック療法”のようなものだとして述べた。さらに、締約国の優先順位づけがうまくいかない場合には、交渉プロセスが“麻痺状態”に陥る可能性もあるとして、こうしたアプローチに対する深い不安感を表明した。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.9)で、SBIは、会合や宿泊場所などのインフラ整備のための追加投資が必要だと指摘した上で、COP 12・ COP/MOP 2の細目について最終的に承認している。また、SBIは、研究・ 系統的観測や国別報告書、国際機関との協力、UNFCCC専門家グループの報告書等の議題は、毎年の後期会期でのみ議題とするよう勧告している。さらに、

SBIは、可能な限り、国連本部の通常勤務時間を会合時間として適用するよう奨励している。

### **事務管理・資金・組織上の問題**

**2006-2007年(2力年)予算収支:** 本件は5月19日のSBIプレナリーで取り上げられ、SBI Becker議長は、締約国との非公式協議と2006年4月30日現在の資金拠出状況について指摘した。5月25日、本件に関するSBI結論書が採択された。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.3)で、SBIは、2006年4月30日現在の資金拠出状況について留意し;コア予算に対する分担金をタイムリーに支払っている締約国に対して、また特にUNFCCCプロセスと補助活動のための信託基金に対して自主的に資金を供与した締約国に対して、感謝の意を表明し; 分担金を未払いにしている締約国には至急、資金を提供するよう要請している。

**本部協定の実施:** 5月19日のプレナリーで討議され、Karsten Sach (ドイツ) がボンに建設する国連新キャンパスと国際会議場の進捗状況について最新情報をSBIに伝えた。事務局が進捗と準備状況について総括した後、Richard Kinley事務局長代行が、1996年の国連本部協定が京都議定書に係わる法的確実性を担保する目的で2005年に改正されたことをSBI 25で留意することが必要だと述べた。Becker議長は関係ある締約国との協議の上、SBI結論書を作成すると述べた。5月25日、SBIは、本件に関する結論書を採択した。

**SBI結論書:** 結論書 (FCC/SBI/2006/L.5)、SBIは、:ボンの国連キャンパスにおける事務局オフィスの宿泊施設に関する作業状況についてホスト国政府が発言した内容を留意し;移転に伴う経費をホスト国政府が負担していることに感謝の気持ちとともに指摘し; 事務局長代行の発言について留意し、新たな進展があればSBIに報告するよう要請し; ホスト国政府と事務局長に対しては、今後の本部協定の実施における進展についてSB 26に報告を求め; 京都議定書を含めるための本部協定の改正に留意し、事務局長代行には改正条項の発効手続きに入るよう要請している。

**特権と免責:** 5月18日のプレナリーで取り上げられた後、Paul Watkinson (フランス) が議長を務めるコンタクトグループと非公式協議で討議され、5月25日のSBIで結論書が採択された。討議では、京都議定書の下で設立された諸機関に携わる個人のための様々な保護規定や専門家査読チームに対する訴訟からの保護が重点的に取り上げられた。その中で、国連事務総長との協議が継続している1946年の国連の特権と免責に関する規約の適用と国連総会による決議の可能性; 必要な特権と免責の範囲; 事務局の役割とCDM・JI活動に参加する民間事業者が公的な資格で履行した行為において(京都議定書の下で設立された)諸機関のメンバーに対して訴訟を起こすことのないようにするための選択肢などの問題を中心に議論された。閉会のプレナリーでは、Watkinson議長が問題の複雑さは政治的というより法的な面にあるとし、多くの締約国が上記の問題がもつ法制度上の意味合いを検討する時間が必要だと指摘した。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.10)で、SBIは、特に:

- 設立された機関に携わる個人が効率的に業務を執行できるようにすることが重要であると留意;
- 京都議定書の下で設立された諸機関に携わる個人と専門家査読チームのために1946年の国連の特権と免責に関する規約をどのような形で拡大適用することが望ましいかという問題や同趣旨の決議を国連総会で採択するようCOP/MOPが要請できるかどうかという点について、UNFCCC事務局長が国連事務総長との協議を継続する;
- UNFCCC事務局長に対しては、SB 25で上記協議の成果報告とともに、COP/MOP及び事務局本部での決定に基づき、特に設立された諸機関に携わる個人と専門家査読チームに対するCDM・JIに参加している民間事業者からの申し立てで和解するため書面による合意を獲得することやそうした個人が公的任務に関して告訴された際に要請に応じて支援を提供することの実質的・法的意味合いを分析したSB25向けのメモ作成を要請する;
- 本報告書及び事務局長メモを踏まえて、本件をSB 25で検討し、各締約国から出された意見を考慮しつつ、COP/MOP 2決定書草案を作成することを決定する。

#### その他の問題

**クロアチアの基準年のための排出水準:** 本件は5月18日のプレナリーとJim Penman (英国)が議長を務める非公式協議で協議された。

クロアチアの特殊事情に配慮して基準年の排出水準を変更するというクロアチアの要請に対してUNFCCC4条6項 (経済移行国に対する柔軟性)を行使するかという点に議論が集中した。閉会のプレナリーでは、クロアチアに1990年の排出量からCO2換算で3.5Mt多い排出水準をクロアチアに認めるという内容のSBI結論書草案とCOP/MOP決定書草案が提起されたが、ロシアは合意可能な妥協案が見つかるまで討議を継続すべきだという見解を強調した。そのため、本件のテキストについて合意に至らず、5月25日に手続きに関する結論書だけが採択された。

**SBI結論書:** 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.17/Rev.1)で本件をSBI 25での審議継続を決定している。

#### 閉会

5月25日の木曜夕方にSBI 24プレナリーの最終会合が行われた。多くの参加者が適応基金についてコメントを発表し、その後、セッション報告書(FCCC/SBI/2006/L.1)が採択された。SBI議長のThomas Beckerは出席者を労い、午後7時24分にSBI 24を閉会した。

### 科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)

SBSTA 24は、5月18日 (木) に開会し、SBSTA議長のKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) が出席者に歓迎の意を表明した。G-77/中国は、適応、森林減少抑止のための積極刺激



策、適応研究、モーリシャス戦略等の面で進展をめざすとの意向を開口一番に述べ、アフリカグループはアフリカにおける系統的観測や早期警戒システムの強化及び適応に関するブエノスアイレス行動計画をSBIでの実施を求めた。

### **組織・構成の問題**

その後、仮議題(FCCC/SBSTA/2006/1 and Corr.1)を含めた組織・構成の問題が検討され、小島嶼開発途上国(SIDS)関連の議題項目が再浮上し、条件つきで仮議題が合意された。

**モーリシャス戦略:** SBSTA 23以来、未決のまま保留となっている「SIDSの持続可能な開発のための行動計画の実施を見直す国際検討会議」に関する小議題項目(モーリシャス戦略)については、米国、オーストラリアが議題入りに反対したが、AOSIS、EUをはじめとする多くの締約国がそれに反対を唱えたため、仮議題の中に残して5月18日のSBSTA 24で取り上げられることになった。米国とオーストラリアは、本件の議題入りに再度反対を唱える一方、AOSIS、EU、ベラルーシが議題として残すよう求めた。Kumarsingh議長は非公式協議を開催し、モーリシャス戦略を補助機関の議題として盛り込めるかどうか各国の意見書を募るテキストを提案した。米国とオーストラリアは、本件はSBSTAやSBIの元での「その他の議題項目」として対処すべきだとして今回の措置に反対を唱えた。その結果、本件はまた保留となった。

### **適応に関する5カ年計画**

本議題項目は、5月18日のSBSTAプレナリーで取り上げられ、その後、コンタクトグループや非公式協議で討議された。Helen Plume (ニュージーランド)とWilliam Agyemang-Bonsu (ガーナ)が共同議長となり、2006年3月13日 - 15日にオーストリア・ウィーンで開催されたワークショップの報告書で提示された作業計画向けの活動リスト原案について重点的に討議が行われた。同リストには、モダリティーの作業計画表、提出書類、9つの初期活動(方法論とツール; データと観測; 気候モデル・シナリオ・縮小化; 気候の関連リスクと異常気象; 社会経済情報; 適応計画と実践例; 研究; 適応技術; 経済多角化)の時期などが入っている。

プレナリーで発表された最初のステートメントの通り、AOSIS、中国などは同作業計画はすでに実施中の活動に付加するところが少ないと懸念を示し、実践的かつ実質的なアウトプットを求めた。一方、米国は、作業の棚卸しが必要だと強調した。その後数日間にわたって行われた非公式のグループ会合の中で、G-77/中国は、問題の対処策や様々な活動に関する提出文書の一部を構成する実践的な実施などに関する提言に向けた要請を含めテキストに様々な提案を追加した。共同議長が結論書草案を提起した際には若干の議論の進展があったと報告されたが、少人数の非公開協議を通じて本セッションの目的の認識に“根本的な相違”が見られたと一部の締約国が報告した。G-77/中国は、決定書2/CP.11 (SBSTAに“5カ年作業計画のモダリティーと追加活動の詳細を検討する”ように求める決定書)を踏まえ、5カ年作業計画に基づく対象活動について更に詳細を詰めるよう努めたと説明した。一方、米国は、最初の2カ年で実施すべき活動の一次リストのためのモダリティー確立に集中したと述べた。非公式協議では、G-77/中国などが、細

部を修正した上で括弧書きで提案された結論書草案を受け入れる意向を表明したが、その他の締約国が留保すると表明したため、合意に到達できず、締約国は本件をSBSTA 25で審議継続とすることに専念した。5月26日のSBSTAで採択された結論書には、この議論の経過は反映されている。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.17)で、SBSTAは、ウィーン・ワークショップでの意見交換を歓迎し;5カ年作業計画に係わる分野で活動する組織や機関のリストを定期的に更新するよう事務局に要請し; SBSTA 25での作業完了をめざし、付属書に含まれるテキスト案を元に、SBSTA 28までの期間で実施すべき活動を検討するとともに、SBSTA 28ではさらにこの内容を詰め、その後は追加的活動や作業計画のモダリティーについて検討するという合意している。付属書は、5カ年作業計画に基づき今後実施される可能性がある活動リストなどを含め、先に議長が提案していた括弧書きの結論書草案で構成されている。

#### 技術移転

5月18日のSBSTAプレナリーで本議題項目が最初に提起され、Carlos Fuller (ベリーズ)と島田久仁彦(日本)が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議で討議された。5月26日のプレナリーで結論書が採択された。主な議論内容は、背景文書4点の検討、特に技術移転 (EGTT) 専門家グループの提言 (FCCC/SBSTA/2006/INF.4); 技術ニーズ評価 ( Technology Needs Assessments 略称 : TNAs)の推進とセクター別基準の実施; 技術移転の評価; 資金調達; 今後の活動などである。すべての締約国が受け入れられる文言を見つけることに討議時間の大半が費やされたが、重大な相違点は浮上しなかったため、結論書は5月25日のプレナリーで採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.16)で、SBSTAは、特に以下の内容を行っている。

- GTTからの提言を歓迎し、これをCOP12もしくはそれ以降の会議での検討も可能な技術移転の枠組み実施の強化に向けて可能な活動を構成するものとして認識する。
- EGTTの提言に盛り込まれた5テーマを是認する。
- 技術ニーズに関する統合報告書とTNAs完了について留意する。
- TNAsを完了していない非附属書I締約国には、その実施を奨励する。
- 緩和のためのエネルギー・工業・運輸部門の技術ニーズ及び適応のための農業・沿岸地域の技術ニーズについて留意する。
- 技術移転の障害を特定する。
- TNAサマリーを非附属書I国の国別報告書に含めるよう勧告する。
- 更に技術ニーズを特定した上でニーズを満たすための技術的・資金的な支援を提供する立場にある締約国に対してはそれを要請する。
- セクター別のTNAの検討を強調する。
- TNAsを支援する際に何が障害となっているかSBIがGEFに検討を要請するよう求める。

また、SBSTAは、適応技術に関する技術文書を歓迎し、適応技術に関した取組みの重要性を認識し、技術移転に対する資金供与のための革新的な方策に関する技術文書に期待している。最後に、SBSTAは、共同の研究開発への関心に留意し、SBSTA議長に技術移転枠組みの実施強化に向けた一連の活動についてSBSTA 25で非公式協議を設けて検討するよう要請している。結論書では、EGTT勧告を付属書として盛り込んでいる。

### **研究及び系統的観測**

本議題項目は、5月18日のSBSTAプレナリーで最初に取り上げられた後、Sergio Castellari (イタリア) と María Paz Cigarán (ペルー) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議で討議された。SBSTA 22で「系統的観測」のテーマと「研究」のテーマをSBSTAのセッションで交互に議論するよう提案されたことを想起し、SBSTA 24では「研究」について重点的に討議された。SBSTA 24では、締約国間の双方向の対話や研究プログラム、IPCCをいかに推進すべきかという課題や、研究の二ーズと優先順位、地域の研究ネットワーク、研究用データや系統的観測の重要性などが議論された。5月25日、結論書が採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.7)で、SBSTAは: サイドイベントや指定された研究二ーズに関する情報や見解に留意し; 国際的な気候変動研究計画に対しては、意見の違いに留意しつつサイドイベントの内容を踏まえてサマリーレポートを提出するよう求め; 地域の気候変動研究ネットワーク整備に向けた取組みについて留意し、締約国にはさらに支援・発展させるよう奨励し; データ交換の重要性を認識し、締約国には系統的観測の支援と強化を奨励し; 双方向コミュニケーションを強化する必要があると留意している。さらに、SBSTAは、締約国と地域及び国際的な気候変動研究計画との対話をさらに推進するための方策を模索することで合意し; 事務局には、SBSTA 26で締約国の非公式協議開催とこれらの計画の代表者やIPCCの招聘を求めた。最後に、SBSTAは、UNFCCCの下での研究二ーズに関する突っ込んだ意見交換をすすめるためにSBSTA 28でワークショップを開催することを検討すべきであると留意している。

### **途上国の森林減少による排出量の削減**

5月18日のSBSTAプレナリーで本議題項目は最初に取り上げられ、その後、Audun Rosland (ノルウェー) と Hernán Carlino (アルゼンチン) が共同議長を務めるコンタクトグループや様々な非公式協議で討議された。締約国が提出した意見書を踏まえた検討を開始し、2006年8月30日から9月1日にイタリア・ローマで開催予定のワークショップの内容を検討対象とすることが期待された。ブラジルが京都議定書もしくは取引メカニズムに関するすべての文言に反対を唱えるなど、ワークショップの内容に関する文言で最初に意見の食い違いが見られた。非公式協議を経て、“ベースライン”、“リーケージ”、“不確実性”などの言葉に代わる表現が見つかったが、ブラジル提案のように“資金メカニズム”だけに言及をとどめるべきか、あるいは経済的な奨励策やその他の代替案についても言及すべきかという点で意見が分かれた。ツバルは、UNFCCCの下での資金メカニズムの定義の限界を指摘し、パプアニューギニアなど多くの締約国もその他の経済的奨励策

について言及するよう希望した。さらに、排出予測や、キャパシティビルディング、社会経済的側面や要因、ローマ・ワークショップでの議題の絞り込みの是非などについて議論を行った。ワークショップに対しては議題の絞り込みをせず、幅広い問題を扱うことにするという事で最終的に合意し、“資金メカニズムやその他の代替策”とする文言を含めることで妥協が成立した。5月25日のプレナリーで結論書が採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.8)で、SBSTAは、各国が提出した意見書の中で途上国の森林減少による排出量の問題について取り上げる必要があると指摘されていたことに留意している。さらに、SBSTAは、ローマ・ワークショップの成果を踏まえつつ、本件をSBSTA 25で引き続き討議すると決定している。ワークショップの具体的なテーマは下記の通り。

- ・ 科学的・社会経済的・技術的・手法論的な諸問題 [ 森林減少 ( deforestation ) と森林劣化 ( degradation ) との関係性、データの可用性と質、尺度、森林減少のスピードと要因、炭素吸収源と森林被覆の推移 ( 試算 )、関連する不確実性の問題 ]
- ・ 政策アプローチと積極的な奨励策 ( 要因、実効性、排出量の移転 ( displacement )、持続可能な森林経営の強化、キャパシティビルディング、資金メカニズムやその他の代替策-過去の経験や教訓にもとに議論
- ・ 手法問題と政策アプローチとの積極的な奨励策としての関連性の確認

SBSTAは、事務局に対して以下を要請している：政府間組織やNGO、専門家などが確実にワークショップに招聘されるようにし、国別報告書や提出文書中の関連情報をとりまとめワークショップの背景文書として作成すること、さらに2007年5月中にSB 26の前に第2回ワークショップ開催を計画すること。

#### 手法問題 (UNFCCC)

国別GHGインベントリのための2006年IPCCガイドラインと伐採木材製品(HWP):左記の小項目は、5月18日のプレナリーで初めて取り上げられ、その後、Riitta Pipatti議長(フィンランド)による様々な非公式協議で討議された。国別GHGインベントリのための2006年IPCCガイドラインは、SB 24直前に行われたIPCC 25で受諾されたものであり、十分に検討するための時間が必要ということで締約国の意見は一致した。2006年IPCCガイドラインと合わせ、現在LULUCFの対象となっている排出量と除去量及び農業部門の各国の総量(total)への提示方法; インベントリに係わるバイオマス燃焼の問題及びUNFCCCに基づく自然災害の報告法; 炭素蓄積量変化に関連したメタン、一酸化炭素、メタン以外の揮発性有機物のCO<sub>2</sub>換算排出量の報告法など報告法の問題3点について検討された。こうした問題についてはSBSTA 26でさらに討議することで締約国は合意した。また、インベントリ報告方法以外にもHWP関連で検討すべき問題が存在すると認識をもって、SBSTA 26で2006年IPCCガイドラインを検討する中でHWPの問題を取り上げることで合意した。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.10)で、SBSTAは2006年IPCCガイドライン作



成にあたってIPCCがタイムリーに作業を完了したことを歓迎するとともに、締約国には分析のための時間がさらに必要だということ認識している。さらに、SBSTA 26で、2006年IPCCガイドラインを検討する上で上述のLULUCFと農業の報告問題3点を考慮することを決定している。

HWPについては、SBSTAは、以下を決定している。報告のための現行ガイドラインに則り、国別インベントリの中でHWPを自主的に報告する立場にある締約国についてはそれを実施するよう促す；2006年IPCCガイドラインを検討する中でSBSTA 26でHWPの報告方法について討議すると決定；その他にも、SBSTA 26で取り上げるべきHWP関連の問題があることを認識している。

**バンカー燃料:** “バンカー燃料 ( bunker fuels ) の問題”と呼ばれる国際航空・海運向け燃料由来の排出問題は5月18日のSBSTAプレナリーで取り上げられた後、José Romero (スイス)議長の前公式協議で討議された。これまでのSBSTA会合から先送りされてきた問題で、直近のSBSTA 23では、本件に関するワークショップ開催の是非を巡り、サウジアラビアなどの反対で交渉が進展しなかった。今回の SBSTA 24でも一部の締約国が審議中の問題との絡みでほとんど進捗は見られなかった。5月25日の SBSTAプレナリーでは、EUとノルウェーが交渉の進展がなかったことに遺憾の意を述べ、この状況を映して簡単な結論書が採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.5)では、SBSTAは、本件の審議が完了していないとしてSBSTA 25で審議継続とすることで合意している。

**ブラジル提案:** 過去および将来の排出量算定に関するブラジル提案について、科学・方法論の観点から5月18日のプレナリー及びJaekyu Lim (韓国)とJean-Pascale van Ypersele de Strihou (ベルギー)が共同議長を務める前公式協議で取り上げられた。EU、AOSIS、ブラジルは、本件に関する「気候変動に対する寄与度のモデリングと評価」(MATCH) の作業を歓迎し、SBSTA 25でさらに討議を続けるという意見を支持したが、米国がこれに反対を唱えた。また、途上国の参加やキャパシティビルディング、不確実性の緩和の必要性、手法の改善、本議題項目を検討する時期と期限などについても討議された。検討時期については、SBSTA 28もしくはその直後くらいまでに討議を尽くすことを期待して、科学的な作業が十分進展した段階で討議完了とすることで合意した。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.13)では、SBSTAは、特に、ブラジル提案を検討するためのベースとなるような科学関係者の研究の成果に対する感謝を表明し、途上国からの参加の強化に向けてこのプロセスを今後も開放していくことを留意し；今後さらに作業が必要となることに留意し；すべての関係ある締約国、研究機関及び科学者に対して、さらに作業を進め、情報交換を続けていくよう奨励し；2007年第3四半期までに上記科学作業が完了することを期待すると留意し；事務局に対しては2008年3月7日までに締約国が意見書を提出するよう求めるとともに、SBSTA 27でセッション中の特別サイドイベントを開催するよう要請し；SBSTA 28もしくはその直後までの完了をめざし、科学研究作業が十分に完了した時点で本議題項目の検討を終了することで合意している。

**報告・審査(レビュー) 専門家のトレーニングに関する経験:** 5月18日のプレナリーで本件に関する報告書(FCCC/SBSTA/2006/2)が討議され、いくつかの締約国が専門知識を持続する必要について触れた。本件は非公式協議で討議された後、5月25日に簡潔な結論書が採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.5)で、SBSTAは、関連ガイドライン2種が、GHGインベントリの整合性・タイムリー性・完全性・比較可能性・透明性などを改善する上で有益なツールであると判明したと指摘している。また、SBSTAは、SB 24で上述のガイドラインを更新する必要はないという結論を出し、主席審査者(LR)に対しては時期会合でこれまで教訓を検討するよう求め、事務局に対してはインベントリ審査について今後も年次報告書を作成していくよう求めた。

#### **手法問題 (京都議定書)**

**HFC-23:** HFC-23破壊CDMプロジェクトとして排出削減クレジット(CERs)獲得をめざしたHCFC-22生産施設の新設が及ぼす影響という問題が5月18日のSBSTAプレナリー及びGeorg Børsting(ノルウェー)議長によるコンタクトグループと非公式協議で取り上げられた。本件は、HFC-23破壊CDMプロジェクトの排出権クレジットを認めることが歪んだインセンティブにつながり、モントリオール議定書で規制されているオゾン層破壊物質であるHCFC-22の増産をもたらす可能性があるとして、ガイダンスを求めるCDM理事会からの要請を受け、議題入りした。

CDMプロジェクト活動により世界的にHCFC-22が増産されることがないようにする必要があるという点で締約国は合意したが、そのための対策については意見が分かれた。ブラジル、南アフリカ、ポリビアなどは、新たな施設を対象外として既存の生産施設だけにクレジットを認めるよう提案したが、もっと緩やかなアプローチを支持する締約国の声もあった。カナダと中国は、市場トレンドと需要をベースにした現実的な解決策を求めた。EUと日本は、増産ではなく、緩和のための十分なインセンティブとなるような解決策をさらに模索していくよう求めた。この点について合意に足らず、SBSTA 25でさらに検討するとともに、締約国に現実的な解決策について意見の提出を求めることにするという提案が受諾された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.15)で、SBSTAは、COP/MOP 1が、新規HCFC-22生産施設でのHFC-23破壊CDMプロジェクトに対して排出権クレジット(CERs)を発行することが、HCFC-22やHFC-23の増産につながる可能性があり、CDMがそうした増加に結びつかないようにすべきだと認識している。COP/MOP 2で採択できるようなCDM理事会に対するガイダンスが付属した勧告案の作成をめざし、締約国、認可を受けたオブザーバーや関連ある政府間組織に対し、2006年7月30日までに、本件の現実的な解決策について意見を提出するようSBSTAが要請した。

**京都議定書3条4項に基づくイタリアのための森林管理の数値設定:** 本件は5月18日のSBSTAプレナリーで提起され、非公式協議で取り上げられた。京都議定書3条4項(追加的LULUCF活動)に基づく森林管理のための数値を、各国独自の森林管理データに基づいて再検討するよう求めた

イタリアからの要請を受けて議題入りしたもので、締約国はこれに同意し、5月25日に結論書と決定書草案を採択した。

**SBSTA結論書・COP/MOP決定書草案:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.6)は、京都議定書3条4項に基づく森林活動からのイタリアの割当量の加算・減算分(決定書16/CMP.1付属書パラグラフ10の適用後、共同実施に関する京都議定書6条に基づいて実施された森林管理プロジェクト活動を起因とするもの)は、第1約束期間に年間2.78 Mt Cの5倍を超えないものとするとして決定しているCOP/MOP決定書草案 (FCCC/SBSTA/2006/L.6/Add.1)を勧告している。

### 緩和

SBSTA 23において、今後4回のSBSTAでワークショップを開催し、緩和の科学・技術・社会経済的側面に関する作業を継続するという事で締約国が合意した。初回のセッション中ワークショップはSBSTA 24の会期中に開催された。5月23日に開催されたワークショップは、農業、林業、農村開発に係わる緩和について中心的に取り上げた。同ワークショップの報告書は下記URLで提供している。 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12303e.html>

### 政策措置

過去のSBSTAで何度も議題に上がっている附属書I締約国の政策措置に関する経験と情報の共有がSBSTA 24で取り上げられた。SBSTA 24では、Normand Tremblay (カナダ)と Hector Ginzo (オーストラリア)が議長を務める非公式協議に回された。EUによる本件検討のためのラウンドテーブル開催案を検討することが討議での主な目的だったが、サウジアラビア、米国、オーストラリアが、今後4年間でSBSTA議題から除外しうるのではないかとし、ラウンドテーブル開催に対する懸念を表明した。2008年6月のSBSTAで本件を再度取り上げるということで妥協が取り付けられた。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.11)で、SBSTAは、2008年3月1日までに、附属書I締約国の政策措置に関する意見・経験の交換を推進するために今後イベントを開催する必要があるかという点で具体的な意見を提出するよう締約国に求めた上で、事務局には提出された意見書をSBSTA 28で検討できるようとりまとめを要請した。

### 国際機関との協力

**オゾン層と気候系に関する特別報告書: HFCS・PFCS:** 本議題項目は5月19日のSBSTAプレナリーの後、Rawleston Moore (バルバドス)議長の非公式協議で取り上げられた。米国などが、一般的に、SBSTAに係わる情報を求めるマンデートは、そうした文書に留意することで満たされるものであり、そうした問題の交渉開始を伴うものではないという立場をとった。5月25日に結論書が採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.9) で、SBSTAは: IPCCの特別報告書とモントリオール議定書の技術経済評価パネル (TEAP)報告書を歓迎し; SBSTA 27までに、CO2以外の排出に関する会期中ワークショップを開催するというSBSTA 23の決定書を想起し; 気候変動へ

の対応もしくはオゾン層保護のための活動は気候変動の緩和とオゾン層保護の双方に対する影響を及ぼしうることをおも認識し; UNFCCCとモントリオール議定書の事務局間で引き続き協力していくよう促している。

**その他の条約、科学機関、国連機関との協力:** 本件は5月19日のプレナリーで簡単に取り上げられ(FCCC/SBSTA/2006/MISC.4)、その後、Marcela Main (チリ)とGregory Picker (オーストラリア)が共同議長を務める非公式協議で討議された。5月25日のプレナリーで結論書が採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.14)で、SBSTAは、特に:政府連絡窓口などを通じて、国レベルの協力が、リオ3条約に関する問題において効率的かつ効果的な協力のための最大の機会となると認識し; 条約に関して、条約ごとの使命を意識しつつ、各国がそれぞれ優先順位を設定し、国レベルの協力の改善ならびに促進のための取組みを奨励し;国連持続可能な開発委員会・第15会期(CSD-15)の成果をSB 26に報告するよう事務局に求めている。

#### その他の問題

**京都議定書8条 (情報の検討)に基づくレビューワ (審査者) の教育訓練プログラム:** 5月19日のSBSTAで簡単に取り上げられ、SBSTAのKumarsingh議長が結論書草案を作成すると述べた。5月25日のプレナリーで結論書が採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.12)で、SBSTAは、京都議定書8条に基づいたレビュー活動に参加している専門家レビューチームのメンバーのための教育訓練プログラム実施の進捗状況を口頭で発表するよう事務局に要請している。また、SBSTAは、教育訓練プログラムに参加する専門家を指名するよう締約国に要請し、事務局には同プログラム実施状況をSBSTA 25に報告するよう求めている。

**温室効果ガス・データベース:** 5月19日のプレナリーで事務局から簡単な紹介があり、SBSTA Kumarsingh議長が結論書草案を提起し、5月25日に採択された。

**SBSTA結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.12)で、SBSTAは、特に、事務局には引き続き、UNFCCC サイトを通じて、温室効果ガス(GHG)インベントリに対する情報アクセスを改善し、定期的に更新をかけるよう要請;2007年5月までにインベントリを稼働させられるよう2006年末までにデータインタフェースや改善案、今後の方策などを締約国に対して提案するよう事務局に要請し; 2007年2月23日までにデータインタフェースに関する見解を事務局あてに提出するよう求め、本件を引き続きSBSTA 26で審議することで合意している。

#### 閉会

5月26日(金)の午前、SBSTAは閉会プレナリーを招集し、いくつかの締約国が適応に関する5カ年計画について実質的な成果が得られなかったことに失望感を表明した。

締約国は修正なしで本会期の報告書 (FCCC/SBSTA/2006/L.1) を採択した。閉会にあたり、SBSTA議長のKishan Kumarsinghが出席者全員に感謝を述べ、10時56分にSBSTA 24が閉幕した。



## SB 24 ・ AWG 1についての簡単な分析

今回のSB会合(SB 24/AWG 1)は、ある政府代表が的確に表現したように、2005年末にモントリオールで行われた第1回COP/MOPで感じられたような高揚感の後の“二日酔い会合”といえよう。興奮がさめて“気が抜けた感覚”にくわえて、4月のIPCC 25から始まり、5月初旬のCSD 14...と気候会合マラソンが続き、参加者に疲労感が見られ、政府代表の参加者数も減少した。こうした要因は、プロセスにおける緊迫感の欠如と相まって一ナイロビのCOP 12・ COP/MOP 2に向けて、大きな決定書が何も出されていないという事実が示している通り-SB 24/AWG 1への期待感の低さを物語るものだった。

したがって、気候レジームづくりという観点では、本会合は何ら大きなブレイクスルーをもたらすものではなかった。とはいえ、気候交渉に周期的パターンが見られることを考えれば、これも驚くことではない。SB 24/AWG 1は、京都議定書発効後の新たな局面の始まりであり、モントリオール会議の大きな進展として見ることができよう。見るからに退屈なミーティングではあったが、その水面下では長期的な将来について考えるためのプロセスが進行しており、今、始まりの時を迎えているのだ。

ここでは、SB 24/AWG 1が気候変動交渉の歴史を見た場合、どのように位置づけられ、UNFCCCと京都議定書のプロセスにどのような意味を持つものなのか分析を行う。また、重要性を増しつつある、民間部門と国連の枠外で行われている気候関連の取組みの意義について模索したい。

### プロセスの周期 ( サイクル )

これまでのところ、気候変動交渉には周期的パターンが見られた。過去のサイクルは、京都議定書 (1997)、マラケシュ合意 (2001)、COP/MOP 1 (2005)での京都議定書の開始で、頂点を迎えている。この周期のマイナス部分は、何度も繰り返される必要議題項目と取組みを推進させる勢いの欠如が見られる精気のない会議を示している。今、新たな交渉サイクルに突入したことは明らかである。AWGとUNFCCCの対話という2つの新たなプロセスが始まり、作業の体系化を行っている最中である。参加者は最近の成果に満足しているようで、当面は何ら大きな期限も迫っておらず、従って交渉には危機感がなかった。

しかしながら、AWGでは、附属書I国のさらなる約束を討議するという限られた範囲の中で新しいアイデアをもたらすために取り組んでいる。セクター別アプローチ、積極的なインセンティブ、エネルギーと持続可能な開発に関する議論、森林減少に対する新たなアプローチなどを始め、新旧ともに様々な意見が投げかけられている。中には受け入れられるアイデアと確実に捨てられるものもあるが、多くのアイデアはきっと進化するはずだ。

AWGは今後のAWG作業の計画をまがりなりにも開始したところで、環境NGOや途上国は附属書I国の新たな数値目標を早急に定義する必要があると主張し、多くのオブザーバーは2008-09年までは重要事は何も起こらないとの見方で一致している。正式にはAWGは京都議定書9条(京都議定書の検討)とリンクしている訳ではないが、リンクさせるべきではないというG-77/中国の主張にもかかわらず、一方のが前進は他方の前進にかかっているのではないかとの見方が大きい。これが本当ならば、9条がCOP/MOP 2で初めて取り上げられることを考えると、附属書I国からの参加者がAGW 1で大きな突破口を切り開けるよう邁進できると期待するのは非現実的である。いずれにせよ、今回は棚卸し期間として重要で、第1約束期間までに何が出来て、何が出来ていないかを考える機会になると大方が感じているように、多くの締約国の側に物事を急いで前進させようとする意欲がほとんど見られなかった。

一方、SBIとSBSTAの討議は、主に“家計簿”の問題で占められた。こうした業務管理費の問題以外には、適応問題の2大項目を成す、適応基金と適応に関する5カ年計画についてはほとんど進展が報告されていない。進行の遅さは、実質的な問題よりも人格のぶつかり合いの方に原因しているのではないかという意見も数人から聞かれた。財務面では、目前に迫る締切もないものの、例えばGEFを巡る幅広い議論でなかなか進展しなかった。

### ***BUSINESS NOT-SO-USUAL (通常通りの“BAU”ではなく)***

気候プロセスで最も注目すべき特徴は、企業の参加が増え、ニュービジネス部門の関心が高まっていることである。SB 24/AWG 1の1週間前にケルン郊外で開催されたカーボンEXPOでは、UNFCCC会議の参加者を上回った。SB 24/AWG 1に参加する市民団体の中では、環境NGO(ENGOs)よりも企業・産業NGO (BINGOs)からより多くの干渉が入った。炭素取引と炭素回収・貯留(CCS)が企業の関心を集めた2大テーマとなっていた。45のサイドイベントの3分の1が炭素取引に関連するもので、インセッションワークショップ2つと6のサイドイベントがCCS関連だった。

企業側は、できるだけ早い時期にさらなる約束と明確な予定を打ち出すことを支持する形で、介入を行った。企業は確実性と安定性を望むものである。強制力をもつ諸規制による関心もあるが、京都議定書の批准国、未批准国の双方の企業が、炭素取引が非常に魅力的なビジネスに成長するとの認識から関心を高めている。2005年にEUの排出量取引制度(ETS)が稼働し、現在、学術的な試算や政府の推定値よりも炭素排出削減に係わる実際の価格という実証的なデータがある。炭素コストが予想を下回るならば、抜本的な影響を及ぼしうる。少なくとも、緩和(効率改善など)の共便益が追加コストを補填すると企業は考えるかもしれない。企業が京都議定書の最大の応援団となるのは皮肉なことだが不可能ではないだろうと一部の愛好家は見ているが、そうした憶測はさておき、気候変動の分野への企業の参画は現実のことで、締約国やオブザーバーからは歓迎されている。

### ***成長に伴う痛み: 気候変動とUNFCCC***

UNFCCCの規模と複雑性は拡大している。作業、議題項目、会合数の急増は、今回の会議を通して問題となっていた。ナイロビ会議のための作業計画には、COP 12、COP/MOP 1、SBI 25、SBSTA 25、AWG 2、UNFCCCの対話、会期中のワークショップや数多くのサイドイベントが含まれている。タイトな作業項目に対して、ナイロビとその後の会議では作業時間を制限するようSBI 24が提言したことは意外にも見える。ある政府代表は、参加する人は交渉時間すべてをぎっしり埋める傾向にあるため、今回の決定は大幅な効率アップにつながると評価していた。一方、少なくとも古参アナリストの1人は、この段階で急速にプロセスを前進させようとする意欲や政治的な勢いが主立った役者の中に見ることができず、締約国の一部にはプロセスを故意にスローダウンさせようとする意向があったのではないかと読んでいる。ある情報筋によると、EUは排出量取引の実施と共通の長期的見解探りで忙しく、米国は自国の気候変動戦略を明確に示そうとしており、世界で最も進んだ省エネ経済国の日本は京都議定書の約束実現に向けて苦闘しており、主要な途上国は排出キャップや削減について話そうとせず、後ろ向きである。

気候変動に係わる制度やプロセスの多さは何もUNFCCCに限ったことではない。UNFCCCプロセスの枠外でも、新たな制度や取組みがあちこちで見られる。UNFCCCとIPCCだけが、それぞれに明確に定義された役割をもって国際レベルで気候変動に取り組んでいるという時代もあったが、それは1992年当時のことで、今日の世界はそこから進展した。誰もが気候変動について話している。世界保健機関(WHO)は、気候変動が健康に及ぼす影響について複数の報告書を発表、国連食糧農業機関(FAO)は農業・食糧生産・林業への影響を報告、国連環境計画(UNEP)は気候変動と環境に関するデータベースを整備、G-8先進国首脳会談でも議題となっている。気候変動は、国または地方のエネルギー政策や開発政策に盛り込まれるようになっており、その他にも気候変動に関してはアジア太平洋パートナーシップなどの国際的なフォーラムが創設されようとしている。民間部門では排出量取引に関する様々なイベントが開催されている。そして最期になるが、炭素関連の市場や取引所が続々と出現している。EU-ETSやCDM等のように京都議定書から直接派生したものもあるが、それ以外は主に、各国政府もしくは準政府レベルの目標や、自主的な市場、もしくは将来見込まれる気候変動関連政策に対して事前準備のような形でヘッジするものである。

### サイクル、あるいは移行期?

SB 24/AWG 1では、あるベテランの気候担当者がこんなことを話していた。われわれが現在経験しているのは、交渉を超えた世界の大局を考えると気候変動の“明るい瞬間”なのだ。とはいえ、これは必ずしもUNFCCCのためという話ではない。確かにUNFCCCの交渉は新たなサイクルの始まりにあたり、当面は“ゆっくりとした進行”が予想されるが、はたしてそれだけのことと言えるのだろうか? ポン交渉を遠くから見守っていたオブザーバー達は、SB 24/AWG 1と関連する気候変動の世界イベントとの間の隔絶にささか驚いていた。例えば、カナダの政局の変化、米国の州レベルの動き、中国やブラジルの昨今の再生可能エネルギーの開発などのニュ

ースがほとんど話題にならなかった。多くの国、地域、市町村、機関などがUNFCCCの交渉とは別個の動きとして気候の政策措置を採用している。新たな交渉のサイクルが始まったということは別にして、気候変動に取り組むためのアーキテクチャの再定義、企業やその他のプレイヤーを取込むアーキテクチャに向けての過渡期のはじめに直面しているということはないだろうか。他方、こうした展開すべてがUNFCCCが気候変動の問題をうまく本流に据えることが出来たことを意味するものだと考えられ、UNFCCCの将来の重要な役割を示唆するものであろう。

UNFCCCプロセスを短期的に見てみると、次回のナイロビ気候変動会議は単なる手続き上の演習とも、時間的制約が混乱を来させば“ぐちゃぐちゃの事態”となる。しかし、気候変動の取り組みとして一歩ひいて俯瞰すれば、これはもっと明るい楽観的な状況のように見える。UNFCCCの交渉プロセスも外の世界も、新たな舞台の幕開けが始まったようだ。

#### 今後の会議日程

**温室効果ガス抑制技術に関する第8回国際会議:** 2006年6月19-22日、ノルウェー、トロントハイムで開催予定。連絡先: Mari Sæterbakk、GHGT-8事務局; tel: +47-73-59-52-65; fax: +47-73-59-51-50; e-mail: info@ghgt-8.no; URL: <http://www.ghgt8.no>

**途上国の再生可能エネルギーに関するワークショップ:** 2006年6月19-23日、米国コロラド州カーボンデールで開催。Solar Energy Internationalが開発プロジェクトへの再生可能エネルギー技術の統合についてワークショップを開催する。連絡先: Solar Energy International; tel: +1-970-963-8855; fax: +1-970-963-8866; e-mail: sei@solarenergy.org; URL: <http://www.solarenergy.org>

**不確実性に対する理解とリスク管理 ( Living with Climate Variability and Change ):** 世界気象機関 ( WMO )、フィンランド気象研究所、国際気象社会研究所 ( International Institute for Climate and Society ) の後援でフィンランド、エスポーで2006年7月17-21日に開催される。連絡先: Marja-Liisa Ahtiainen; tel: +358-9-1929-3433; fax: +358-9- 1929-3146; e-mail: wmo2006@fmi.fi; URL: <http://www.livingwithclimate.fi>

**UNFCCC途上国の森林減少による排出量の削減に関するワークショップ:** 2006年8月30日-9月1日、イタリア、ローマで開催。連絡先: UNFCCC事務局; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: secretariat@unfccc.int; URL: <http://www.unfccc.int>



**砂漠地帯の再生可能エネルギー・アプローチに関する世界会議:** ヨルダン、アンマンにて、2006年9月18-22日に開催。砂漠地帯での風力・太陽光・バイオマス・地熱などのエネルギー開発に関する様々な情報を紹介する。連絡先: 会議事務局; fax: +962-6-535-5588; e-mail: [gcreader@ju.edu.jo](mailto:gcreader@ju.edu.jo); URL: <http://www.ju.edu.jo/confernces/gcreader/index.htm>

**再生可能エネルギー2006国際会議:** 日本の幕張メッセにて2006年10月9-13日に開催。リニューアブルエネルギー有効利用・普及促進機構(JOPRE)、国際太陽エネルギー学界 (ISES) などの共催。再生可能エネルギーの活用による“地球規模の持続可能性に向けた先進技術パス”を中心に、社会経済や政策課題についても取り上げる。連絡先: 再生可能エネルギー2006国際会議事務局; e-mail: [inquiry@re2006.org](mailto:inquiry@re2006.org); URL: <http://www2.UNFCCC.co.jp/re2006/index.html>

**気候マーケット運用に関する会議 ( Conference on How to Make Markets Work for Climate ) :** オランダ、アムステルダムにて2006年10月16-17日に開催。国際レベルの新たな補助金・融資制度の整備やカーボンファイナンスを通じた官民資金の融合の可能性などについて討議。連絡先: オランダ住宅・国土計画・環境省 ( VROM ) ; tel: +31-70-339-3939; URL: <http://www.vrom.nl/makemarketwork>

**モントリオール議定書第18回締約国会合:** 2006年10月30日-11月3日、インド、ニューデリーで開催。連絡先: オゾン事務局; tel: +254-20-762-3850/51; fax: +254-20-762-4691/92/93; e-mail: [ozoneinfo@unep.org](mailto:ozoneinfo@unep.org); URL: <http://ozone.unep.org>

**国連気候変動枠組条約第12回締約国会議 ( UNFCCC COP 12 ) : 京都議定書第2回締約国会合:** 2006年11月6 - 17日、ケニア、ナイロビでUNFCCC COP12及びCOP/MOP 2が開催。第25回UNFCCC補助機関会合、京都議定書の下での附属書I締約国のさらなる約束に関するアドホックワーキンググループ第2回会合、UNFCCCの下での気候変動に関する長期的な協力に関する対話も同時開催される。連絡先: UNFCCC事務局; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int); URL: <http://www.unfccc.int>

今後の会合に関する詳しい情報は下記のサイトでご覧いただけます。  
<http://www.iisd.ca/upcoming/linkagesmeetings.asp?id=5>

## 用語集

AWG	京都議定書の下での附属書I締約国のさらなる約束に関するアドホックワーキンググループ
CCS	炭素回収・貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
CER	認証排出削減量 (CDMを通じて発行されるクレジット)
CGE	非附属書I国の国別報告書に関する専門家協議グループ ( Consultative Group of Experts on non-Annex )
COP	締約国会議 ( Conference of the Parties )
COP/MOP	( 京都議定書の ) 締約国会合 (Conference of the Parties serving as Meeting of the Parties)
DNAs	CDMの指定国家機関
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
EU ETS	EU排出量取引制度
HCFC-22	Hydrochlorofluorocarbon-22
HFCs	ハイドロフルオロカーボン ( Hydrofluorocarbons )
HFC-23	HFC-23 ( ハイドロフルオロカーボン23 )
HWP	伐採木材製品 ( Harvested wood products )
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
ITL	国際取引ログ ( International Transaction Log )
JI	共同実施
LEG	後発発展途上国専門家グループ
LULUCF	土地利用・土地利用変化・林業
PFCs	パーフルオロカーボン
SB	UNFCCC補助機関会合
SBI	実施に関する補助機関 (Subsidiary Body for Implementation)
SBSTA	科学的・技術的助言に関する補助機関 ( Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice )
SCCF	気候変動特別基金
TNA	技術ニーズ評価
UNFCCC	国連気候変動枠組条約 ( United Nations Framework UNFCCC on Climate Change )

SB-24 *Earth Negotiations Bulletin*  
<http://www.iisd.ca/climate/SB24>



財団法人 地球産業文化研究所

Tel:+81-3-5563-8800 Fax:+81-3-5563-8810

<http://www.gispri.or.jp>

NEDO からの委託により GISPRI 仮訳